

日時 令和2年10月9日（金）

場所 特許庁庁舎9階 庁議室

## 産業構造審議会 知的財産分科会

### 第1回基本問題小委員会

#### 議 事 録

特 許 庁

## 目 次

1. 開	会	.....	1
2. ウィズコロナ／ポストコロナ時代における産業財産権行政の在り方	.....	4	
3. 自 由 討 議	.....	11	
4. 閉	会	.....	39

## 1. 開 会

○小松企画調査課長 定刻には少し早いですけれども、委員の皆様お揃いになりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会第1回基本問題小委員会を開会いたします。

本日は御多忙の中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。事務局長を担当いたします特許庁企画調査課の小松です。よろしくお願いいたします。

議事に先立ち、まず委員長選任の御連絡をさせていただきます。

小委員会委員長につきましては、産業構造審議会運営規程に則り、上位組織の長である益一哉知的財産分科会長より、東京経済大学経済学部教授、長岡貞男委員を御推薦いただいておりますので、長岡委員にお願いしたく存じます。

それでは、長岡委員長、一言御挨拶をお願いいたします。

○長岡委員長 長岡と申します。御指名ですので、引き受けさせていただきたいと思いません。

私はイノベーションの経済学が専門でありまして、それで知的財産制度というのはイノベーションの非常に重要な制度インフラですので、その基本問題について有意義な検討ができますように皆様方に御協力をお願いしまして、私の挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○小松企画調査課長 ありがとうございました。

では、以降の議事進行につきまして、長岡委員長にお願いしたいと思います。

では、長岡委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

○長岡委員長 ありがとうございます。

議事に移る前に、本日は第1回の委員会ですので、事務局のほうから委員の御紹介をお願いいたします。

○小松企画調査課長 それでは、委員の皆様を五十音順で御紹介いたします。

弁護士法人 内田・鮫島法律事務所 弁護士 鮫島正洋委員。

○鮫島委員 よろしく申し上げます。

- 小松企画調査課長 日本知的財産協会 理事長 戸田裕二委員。
- 戸田委員 よろしくお願いいたします。
- 小松企画調査課長 日本経済団体連合会 知的財産委員会 企画部会長代行 萩原恒昭委員。
- 萩原委員 萩原でございます。よろしくお願いいたします。
- 小松企画調査課長 日本弁理士会 副会長 濱田百合子委員。
- 濱田委員 濱田でございます。よろしくお願いいたします。
- 小松企画調査課長 株式会社東京大学 TLO 副社長 本田圭子委員。
- 本田委員 どうぞよろしくお願いいたします。
- 小松企画調査課長 TMI 総合法律事務所 弁護士 松山智恵委員。
- 松山委員 よろしくお願いいたします。
- 小松企画調査課長 日本商工会議所 産業政策第一部長 山内清行委員。
- 山内委員 日本商工会議所の山内でございます。よろしくお願いいたします。
- 小松企画調査課長 長岡委員長を合わせた8名の方に委員に御就任いただきました。よろしくお願いいたします。

本日は議決権を有する8名の委員全員に御出席をいただいておりますので、「産業構造審議会令」第9条に基づき、本日の小委員会が成立となります。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。経済産業省の方針として、ペーパーレス化を推進しておりますことから、「座席表」、「議事次第」、それから資料2及び「タブレットの使い方」についてはお手元に紙で配付させていただき、「委員名簿」、資料1についてはお手元のタブレットでご覧いただければと存じます。

タブレットの使い方についてお困りになった場合には、お席で手を挙げていただくなどして合図していただければ担当の者が対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議事の公開について、本小委員会では新型コロナウイルス対応、サーバー負荷軽減等のため、一般傍聴及びプレスへのリアルタイムでの公開は行っていないですが、会議後に議事録を特許庁のホームページにおいて公開します。

議事録については、委員の皆様方に後日、内容を御確認いただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

- 長岡委員長 ありがとうございます。

では、議事に先立ちまして、糟谷特許庁長官から一言御挨拶をお願いいたします。

○糟谷特許庁長官 本日は委員の皆様にはお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。また、今回、委員をお引き受けくださいます、本当にありがとうございます。

コロナウイルスの感染拡大によってライフスタイルやビジネススタイル、世界経済、産業構造、様々なものが影響を受けております。この中でデジタル化の流れも加速をしております。特許庁では4月から5月にかけての緊急事態宣言の間、窓口業務を停止・縮小し、審査・審理はリモートでの対応に努め、法令が許す最大限の範囲で手続期限などを柔軟に対応してきました。

他方で、例えば厳格な本人確認が必要な特許権移転の手続など押印が必要な書類が残っていること、また法令上、審判の口頭審理は対面でしか行えないこと、期限の延長が個別案件ごとにしか行えないことを含め、様々な課題が露呈をしたというふうに考えております。

特に、出願人や代理人の皆様には、押印が必要な書類を整えるために職場への出勤が余儀なくされる場合があったというふうに聞いております。

元々、特許庁は1990年に世界で初めてペーパーレスシステムを導入してやってまいりまして、年間、310万件手続がありますが、この9割以上が電子的に実施可能になっております。ただ、手続の種類で言うと800の手続のうち500の手続がまだ紙でないといけないということでありまして、今回の経験から、まだまだ不十分であって、全ての手続を電子化するなどの対応が必要ではないかと考えているところであります。

また、この厳しい状況の中で、イノベーションの役割がますます重要になっておりますが、イノベーションを停滞させないために、特許庁自身の在り方として、本当に今のままでいいのかどうか、更に改善できるところがあるのではないかと。そういう観点からコロナ禍で顕在化した課題への対応はもちろんのこと、イノベーション促進に向けた産業財産権制度の改善の在り方、また特許庁の手続や審査業務の品質向上など、まさに横断的な、基本的な問題について現状を整理をした上で課題を抽出し、改めるべき方向性を議論をいただきたいというふうに思っているところでございます。

是非委員の方には忌憚のない御議論をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

本日はありがとうございます。

○長岡委員長 ありがとうございます。

## 2. ウィズコロナ／ポストコロナ時代における産業財産権行政の在り方

○長岡委員長 それでは、早速議事に入りたいと思います。

本日の議題は「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における産業財産権行政の在り方」ということで、最初に事務局のほうから資料をまとめて説明をいただきまして、その後、議論を順番にアジェンダごとにやっていきたいと思います。よろしく申し上げます。

○小松企画調査課長 それでは、タブレットで資料1を表示していただき、資料2を左に置きながらご覧いただければと思います。

資料1は5つのパートから構成しておりますけれども、まず「特許庁を取り巻く現状」ということで、2ページには産業構造が変化し、IoTの時代に加えて、今、ウィズコロナ／ポストコロナの時代を迎えているということを記しています。

3ページには企業のイノベーション戦略の変化ということから、企業で活用しているオペレーションのモデルとしてオープンイノベーション、デザイン思考等が挙げられているという絵を示しています。

4ページは企業における知財戦略の変化ということ、今後、これから出願件数等について資料をお示ししますけれども、オープンクローズ戦略の考え方が浸透してきたのではないかと、その図示をしております。

5ページからが統計資料になります。まず長期的に見た五大特許庁の出願件数の推移ですけれども、20世紀までは日本は40万件程度あって世界で一番多かったのですが、その後、減少しており、今、アメリカと中国に抜かれているという状況になっています。

日本の企業の出願活動としては6ページにあるとおりで、国内への特許出願の件数は減っておりますけれども、PCTを利用した出願というものが増えている状況にあります。

日本国内の出願件数が減っているというのが7ページの左側に図示されておりますけれども、赤い折れ線が全体の出願件数の推移で、34万件あったものが30万件をちょっと超えるぐらいのところまで減っています。それに、電気機器82社の出願の推移を重ねてみると、この減少分がほぼぴったり一致するような形になっています。ほかの業界に目を向けると細かく増えたり減ったりはしておりますけれども、電気機器業界ほど大きく変化しているところはないというのが現状になっています。

8ページは、それぞれの国の企業が海外へはどのようなふうに出願しているかということを図示したのになります。日本からは20万件程度、米国、欧州はそれを少し上回るくら

い、海外へ出願しております。その内訳の中で色がついている部分、日本からだと米国、欧州、中国、韓国への出願が多く、グレーの部分、それ以外のところへは少ないという一方で、米国、欧州については日本、米国、欧州、中国、韓国というこの五大特許庁以外の国々への出願もかなり多いというのが見てとれます。

次に9ページですけれども、これは外国からどれくらい出願を呼び込めているかということを示した図になります。米国は全体で60万件くらい出願があるうちのほぼ半分、30万件を超えるくらいが米国以外からの出願です。一方で、日本は30万件をちょっと超えるくらいの出願に対して外国からは6万件くらい、日本国内からの出願は24万件くらいとなっています。外国からどれくらい出願が来ているかの伸び率を示したのが右側の表になりまして、日本だけが少し外国から呼び込めていないかなというのが現状です。

10ページは、では日本国内の企業による日本への出願は少ないのかということを経済規模という観点から見たものになります。GDP1000億米ドル当たりで比較しますと、日本の出願というのは必ずしも少ないわけではなく、ドイツ、米国、英国を上回っています。ただ、ここに挙げている国の中では1つだけ顕著に右肩下がりであるということが気になるどころです。

特許以外、意匠、商標も加えて見てみたものが11ページの図になります。最近、「知財ミックス」という言い方をよくされますけれども、欧州においては特許、意匠、商標がきれいに増加傾向にあるのに対して、日本は商標だけが増えているという状態にあります。

一方で12ページにありとおり、日本の産業財産権等使用料の国際収支というのは未だに3.5兆円の黒字ということもあり、知的財産は国富を生む重要な資産になると考えているところで、日本企業における知財戦略というものが今どうなっているかということについて1つ御議論いただきたいと思っております。ここまでが第1パートになります。

次に2番目のパートとして、「特許、意匠、商標、審判の現状と取組」ということで、まず14ページに特許ですけれども、特許出願件数と審査請求件数と登録件数の推移をそれぞれグラフを重ねて表示しています。出願件数について見ると40万件を超える時代から今、30万件くらいまで減ってきてはいるのですけれども、それに比べると審査請求件数はそれほど減っておらず、特許登録件数に至ってはむしろ増加しているというのが現状です。これについて我々は、特許出願の厳選を行うことが浸透し、量から質への転換が進んでいると受け止めています。

15ページは特許の審査体制を図示したものになります。左側のピンクの折れ線グラフに

あるとおり、日本の特許審査官は約1700人、そのうち500人が任期付き審査官という体制で行われています。

16ページは、今の審査のスピードを5桁並べたものになります。日本では1次審査期間が9.3ヵ月、権利化までの期間が14.1ヵ月ということで、世界最速と言える水準にあると考えています。

2013年から2014年にかけて FA11の動きが落ち着いたので、17ページにあるとおり、2014年以降、世界最高品質の審査というものにも取り組んでいます。具体的には管理職によるチェックであるとか担当官の間での協議、それからサンプル抽出をしての品質監査等を行っています。

もう一つ、18ページですけれども、品質に関する取り組みということで、登録調査機関を活用した先行技術文献調査のアウトソース、2013年までは検索の対象となる文献を日本の文献に限っていたのですけれども、それ以降は外国の文献も検索範囲に含めるということで、世界中の文献をしっかりサーチするようにしています。

こういうことを踏まえて19ページに、特許に関する「ユーザー評価調査」というのを示しておりますけれども、左上の「図1.特許審査全般の質についての評価」というところにあるとおり、満足、比較的満足を合わせると3分の2近くになっており、比較的不満、不満という層が減っていると受け止めています。

特許における今、大きな課題というのは20ページにあるとおりで、世界における特許文献の数というのがものすごく増えて、我々「文献爆発」というような言い方もしておりますけれども、日本の文献が世界の特許文献の半分を占めていた時代というのが一番左端の時代ですけれども、このころは日本の文献と米国、欧州の文献を見れば世界中の文献の主要なものが全部チェックできたのですが、今は中国、韓国の文献等の割合が増えているので、これらを機械翻訳してデータベースに蓄積して検索するようにする必要があり、右に図示されているとおり、2010年と2018年のこの8年間の比較でもディスク容量で7倍、演算速度で10倍という検索システムが必要になっています。

それから、21ページには1点当たりの審査処理負担が重くなっているということを示す指標として左側に、1つの特許出願に付与される平均分類の数、それから右側に1つの特許出願における平均請求項の数というのを置いていますけれども、どちらも時間がたつにつれて増えてきているというのが現状です。

22ページからは意匠の話になります。意匠はハーグ協定に加盟したことによって出願件



数がどう変わるかというところが注目されましたが、実際には大体3万件ぐらいで推移しています。

件数が安定しておりますので23ページにあるとおり、審査処理期間というのもFAが6月前後というところで安定して推移しています。

品質については24ページにあるとおりで、満足、比較的満足合わせて特許と同じように3分の2ぐらいを占めており、特に満足の割合も高いかなと受け止めています。

25ページからは商標の話になります。商標の出願件数はこのグラフで一目瞭然だと思えるのですが、2013年から2019年にかけて1.5倍、1.6倍ぐらい増えています。

この傾向は26ページに示しているとおり、世界中で見られる傾向で、例えばアメリカと中国においても商標出願というのはすごい勢いで増えています。

こういうことを受けて27ページにあるとおり、商標については審査期間が少しずつ延びてきているというのが現状、抱えている課題になります。数年前までは最終判断まで6月、あるいはそれを切るぐらいだったので、今は10.9月になっています。一方で成長戦略等に掲げているとおり、2022年度末までに、商標の権利化を8月とするという目標を掲げているので、現在これの実現に向けて努力しているところです。

商標の質は28ページにユーザー評価を載せています。満足と比較的満足、普通まで含めて9割ぐらい、比較的不満、不満という層はこちらも少ないと受け止めています。

29ページ以降は審判の話ですけれども、特許出願が厳選されたことによって拒絶査定が減っておりますので、拒絶査定不服審判の請求件数が減っていることもあって、審理期間は比較的安定した数値になっています。

30ページは異議申立、商標と特許における数字を並べています。

以上が2つ目のパートでして、特許、意匠、商標、審判、それぞれの現場において我々が取り組んできたことを御紹介してありますので、皆様からそれに対する評価と御要望をいただきたいと考えています。

次に3つ目のパートとして「近年の主要な取組」。

32ページに知財施策全体像という形で、予算がついている施策の一覧を挙げています。

33ページ以降に我々が行っている取組の中で主要なものを挙げていますので順に御紹介します。

まず、34ページですけれども、特許審査ハイウェイを現在、44庁と行っていて、特にインドが加盟しているというところが大きなポイントになります。

35ページには、より審査体制が遅れている国に対して日本の審査結果がほぼそのまま受け入れられるというような取組を行っていることを紹介しています。

36ページは PCT の国際調査の質を高くするための取組ということで、試行しているものを紹介しています。

37ページと38ページは特許庁のリソースを使った協力事業ということで、まず国際審査協力が37ページ、それから38ページには新興国・途上国の人を受け入れて人材育成の協力を図っているということを挙げています。

39ページは通常の審査よりも早く審査を行う早期審査及びスーパー早期審査を紹介しています。スーパー早期審査の年間申請件数は1125件で、ほぼ10ヵ月かかると言われる一次審査を0.6月で行っています。

40ページと41ページは近年の法改正の御紹介になります。まず、40ページ左側が商標ですけれども、色、色彩の保護を始めたという話を書いてあります。右側は意匠で、物品に記録・表示されていない画像の保護が始まったという話を紹介しています。

41ページは専門家による現地調査、いわゆる査証制度の話と損害賠償の話とを挙げています。

42ページ、43ページ、44ページには、特許庁において模倣品対策を実施することになりましたので、その御紹介をしております。

45ページ以降に大学・中小・ベンチャーの支援ということで、緑のところをご覧くださいのすけれども、大学における基礎研究、応用研究のところには知財戦略デザイナーを派遣し、大型共同研究のところには知的財産プロデューサー、企業との共同研究のところには産学連携知的財産アドバイザーというような専門家を派遣する事業を行っています。

46ページにはスタートアップ支援ということで、先ほども触れましたけれども、スーパー早期審査を活用することによってベンチャーにおける資金調達のタイミングにうまく審査結果が合うという評判をいただいています。それから“IP BASE”という情報提供サイトを運営しています。

47ページ以降は地域知財活性化行動計画の御紹介をしています。2016年に第1次計画が策定されており、48ページにその KPI の達成状況を紹介しています。

4年たちましたので、今年、第2次計画へと進んでいて、第2次計画では、50ページにあるようにターゲットを意識した地域・中小企業の支援を充実させるということで、ハンズオンで事業成長までフォローアップ支援するというのが現在、目玉になっております。

それから、大学・中小・ベンチャーであれば元々、知財リテラシーがそれほど高くないということもあって直接的な支援を行うのですけれども、大企業に向けては、知財部は知財リテラシーがすごくしっかりしているので、その知財部と経営層の距離をできるだけ近くしたいという思いから、「経営戦略を成功に導く知財戦略【実践事例集】」というような冊子を作成しております。

以上が特許庁における近年の主要な取組になります。これについて今後の方向性等についての御要望等をいただければと思っております。

4つ目のパートがコロナの影響がどういうふうに出ているかということなのですけれども、53ページに特許の出願件数の推移を載せています。

54ページがコロナの感染者数の推移と出願件数の変化をプロットしたもので、例えば中国をご覧くださいと、1月から2月にかけて感染者数が増えた結果、出願件数が減ったのですけれども、3月以降は感染者数が減ると出願は回復していて、7月時点では去年の7月に比べ+13%ということになっております。アメリカは患者数が高止まりしているのですがこのグラフで言うと右側にプロットが移動したままその辺を移動している感じです。日本も動きはいろいろ激しいのですけれども、ただ、ほかの3庁と違うのは、一度もプラスになっていないというところで、去年よりも出願件数が減っています。

意匠・商標はどうかというのが55ページのグラフに示したとおりになります。

長期的な推移はまだこれから見ていかなければいけないのですけれども、56ページに顕著に去年と違う結果が出ているという数字を並べています。青が去年で赤が今年になりますが、電子手続に必要な手続等については全て去年よりも増えています。

57ページはコロナ禍の影響で、知財の保護と利用のバランスを図る動きがあるということで、例えば無償で特許を利用できるという取組が国内、海外で始まっているということをお紹介しております。

58ページ以降は、リーマンショックのときに何があったかということのおさらいになります。58ページの真ん中の折れ線グラフが研究開発投資なのですけれども、日本だけがちょっと少ないまま推移し、その結果、利益において米国に差をつけられているという状況になっております。

59ページは出願件数の推移で、左側が全体の件数なのですけれども、右側の中小企業に注目すると、実はリーマンショックの後、4年間ずっと減り続けていたというのがわかっています。

出願件数が減ったことについて、アンケート調査した結果が60ページです。業績が悪化したから、あるいは不可欠な特許に厳選したからという回答をいただいています。

61ページは、今回のコロナ禍を受けてどうなるかということをも134社に今年の5月から6月にかけてヒアリングしたものになります。

62ページ以降はデジタル化の実現の話でして、62ページは今年の7月に閣議決定したもので、テレワークの推進や押印手続の見直し等が掲げられています。

63ページには4つ、最近動きがあったものを挙げていますが、いずれも手続のオンライン化を進めましょうという話です。

64ページは右側の円グラフに注目していただきたいと思います。判子の捺印や書類の確認等で出社しなければならなかったということが書いてあります。

65ページは特許庁の手続の話なのですが、310万件ある中で電子申請できないものが20万件あり、これらについて年度内に申請手続とデジタル化推進計画を策定し、段階的に実施していくこととしております。

66ページは審査官との面接を対面で行っていたことについて、テレビ面接の必要性について触れています。

67ページは特許庁の業務用のネットワークは閉じたものであるのですが、今回のようなコロナ禍においては、外部からアクセスできるようにすることでテレワークできるような環境の整備が必要ではないかということを書いています。

これをどのように実施していくかについては68ページのとおりで、年度内に推進計画を策定し、段階的に実施していくことになると考えています。

以上が4つ目のパートになります。

5つ目のパートは「特許庁の財政状況とこれから」ということで、70ページをご覧くださいなのですが、赤で激しく動いている折れ線グラフが剰余金になります。歳入と歳出のバランス、その差が今は歳出のほうが多いのでここ7年間は減ってきています。注目しておいていただきたいのは、2013年にシステム最適化計画が改定されているということと、2017年に庁舎改修が始まっているということです。

それを受けまして、71ページに歳入と歳出の近年のグラフを挙げていますが、歳出についてはグレーの情報システム経費が、刷新の費用が積まれるようになったので最近、増えてきているということと、オレンジの庁舎改修経費が積まれるようになっているというのが現在の状況です。

特許庁の料金の考え方というのを72ページに手数料と料金に分けて紹介しています。

現状、どうなっているかというのが73ページ以降です。特許については歳入が888億円で歳出が1045億円、刷新や引っ越しのような一時費用を除いても945億円という状況になっています。PCT は国際出願を増やすために政策的に料金を低めに設定したということもあって、現在、件数が伸びるにつれて赤字幅が拡大しております。

意匠と商標についてはご覧のとおりです。

「まとめ」ですけれども、76ページにあるとおり、知的財産制度というものが今まで産業の発展を支えてきたこと、それから77ページにあるとおり、新型コロナで顕在化した課題について対応が必要と考えているということになります。

私からの説明は以上になります。

○長岡委員長 どうも大変ありがとうございました。

### 3. 自由討議

○長岡委員長 今、資料の説明をいただきましたけれども、これから、第1回ということですので、いろいろな角度から自由に御意見をいただきたいと思いますが、先ほどの資料2というものがありますけれども、これに大きく5つ論点がありまして、これに即して議論を順番にしていきたいと思います。ただ、前後は多少あっても関係がありますので、それは構わないと思っています。今後が一番重要ですので、最後の特許庁の財政状況とこれからのコロナ禍の影響ですね、これに重点を置いてやっていきたいと思っています。

では、そういうことで順番にやっていきたいのですが、まず最初に特許庁を取り巻く現状ということで、産業構造の変化と特許出願の動向について資料を説明されましたけれども、幾つかここに論点も提起されておりますが、この点についていかがでしょうか。

戸田委員、お願いいたします。

○戸田委員 日本知的財産協会の戸田です。電機産業の出願の状況等の御説明がありました。私は日立製作所に勤務しておりますので、この点について、考えているところを述べたいと思います。

日立は、1980年ごろ約2万2000件の特許出願をしておりました。日本一の特許出願件数です。当時はアメリカでも恐らくベストスリーぐらいに入っていて、米国特許出願も積極的に行っていました。そのころの日立の代表的な製品は、半導体とか、オーディオビジュアル

ルの家電、テレビとかVTRといった、いわゆるエレクトロニクス製品が中心でした。エレクトロニクス製品とかITの分野は「特許の藪」と呼ばれるように、複雑に絡み合っていてたくさんの発明が生まれ、多くの特許出願が出される分野です。これは日本に限ったことではなく、アメリカでも同様です。長岡先生は御存じだと思いますけれども、UCバークレーのデイヴィッド・ティース氏の1986年の論文があって、その中でもエレクトロニクスはたくさん特許が必要で、あまり独占排他性を行使できるような状況にはないというようなことが書かれているわけであります。

日本の電機会社が特許出願を多く出していた具体的な理由を私なりに考えてみました。大きくは2つあると思います。第一に、特許のクロスライセンス契約の存在です。多くの製品技術は戦後、欧米からの技術導入で成長してきたわけであります。基本特許を保有する欧米企業に対して多額の特許ライセンス料を払っていましたので、何とかクロスライセンスの契約更改のときに数でもいいので、ネゴシエーションする材料が欲しかったのではないかと考えています。それで、改良とか改善提案レベルの発明、実用新案の考案レベルでも構わないので、ノルマを課して多くの特許出願していたのだと思います。半導体分野ではNEC、富士通、日立、東芝、三菱電機、それからオーディオビジュアルの分野では松下電器、ソニー、日立、東芝、シャープ、三洋電機など、日本企業同士の競争も激しく、日本企業同士もクロスライセンスを行っていましたので、沢山の数の日本特許出願をしていたと思われる。

第二に、もう一つの要因がパテントプールだと思われる。映像圧縮のMPEGとか光関係のDVD、それから無線通信などで、1990年ごろから標準化に絡んだパテントプールが多く形成されました。特許件数に応じてライセンス料の配分がなされるという構図でありましたので、とにかく数を稼ぐのが一番良いということで特許出願ラッシュに結びついていったのだと思います。

日立の場合は2008年度に7873億円という巨額の赤字を出して事業構造を大きく変えて、半導体とかテレビとかボラティリティの激しいエレクトロニクス事業は全部日立グループ外に出しました。日本の電機産業でも同様な構造改革が行われるようになった結果、日本の特許出願件数が下がったというか、私に言わせれば適正化されたのではないかと考えています。パテントプールも新しいパテントプールは単純に特許の件数だけではない配分も行われるようになってきて、そういった意味でも適正化がなされるようになってきたのではないかと考えています。

日本特許庁への出願が増加しないのはなぜかということなのですが、こう言うと怒られてしまうかもしれないですが、日本のマーケットとしての魅力が乏しいといえますか、魅力が薄れてきているのではないかと思います。いろいろな規制があったり、非常に高品質を好むということで、なかなか外資企業が参入することができない。これは特許だけの話ではないと思いますけれども、そういったベースがあるのではないかと思います。規制改革などを行っていると思うのですが、マーケットとしての魅力を高める努力というのも特許出願を増やす意味では大事なのかなという気がしております。

それから、欧米と比較して日本企業が4庁以外への出願が少ないという御指摘があったのですが、分野によって違うところはあるのだと思います。例えば、製薬などの場合は独占排他性が強いので、世界中に出していると思います。自動車とか電機は出願件数が多いものですから、世界中に出すということが予算上の都合もあって難しいのだと思います。大きな市場で、係争が起きても予見可能性が高い国、それは必然的に日本を含む五大特許庁の国ということになっているのだと思います。

これも最近はちょっと変わってきているところもありまして、例えば弊社日立の例でいえば、タイとかインドに随分出願を増やしているのですね。これはなぜかという、競合と闘うというよりも知財を1つのツールというか、武器として、現地企業とのパートナーシップを進めるための証みみたいな形で特許出願を活用しています。先ほど小松課長のご説明の中にもコラボレーションとしてのオープン化、協調というようなことに言及されていましたが、そのような形で使うケースが増えてきたのではないかと感じております。

それから、欧米と比較して国外からの出願件数の伸びが低いのは、先ほど申し上げたマーケットの問題が大きいと思われまます。特許庁が英語の審査を引き受けるとか、審査以外の特許調査を行うサービスにローンチするとか許容範囲を拡げることで改善する余地があるかもしれません。例えば、欧州のスウェーデンやオーストリア、シンガポール、中国などは審査以外の特許調査のサービスを行っている日立の駐在員などから聞いています。国外の出願人から見て、魅力があり価値の高いサービス提供というか、もう少しバラエティを拡げると結果的には日本出願件数の増加につながるのかもしれないですね。

私ばかり発言していても良くありませんので、デジタルトランスフォーメーションの要望等たくさんあるのですが、他の委員の先生方のご発言された後にしたいと思います。

以上です。

○長岡委員長 ありがとうございます。最初の論点について非常に包括的にコメントいただいて、ありがとうございます。

ほかの委員の方で何かコメント、追加的に、どうぞ、松山委員、お願いします。

○松山委員 今、出願が増加しないのはなぜかという話がありましたが、資料では7ページあたりに、理由も含めて整理していただいているのかなと思って読んでおりました。ここでは、量から質へ転換したのではないかという話と、海外出願を重視するようになったのではないかという2つの理由を挙げていただいているかなと思っており、今、戸田委員がおっしゃったのはまさにこれらの理由につき、具体的であり、背景にまで遡ったお話しをいただいたなと思います。また、お話を聞いていて量から質への転換というのは別に適正化しただけであり、数が減ったということだけを見て必ずしも悪く評価することではなく、適切な範囲での出願になったのかなというふうに思っております。

もう一点の理由の海外出願が重視がされているという点はまさにマーケットの魅力が日本にないという話が背景にあるのかなとは思ってしまして、私は特許制度小委員会のほうにも出させていただいているのですけれども、これの原因としてよく言われるのは特許権の行使に困難な面があるということかと思えます。すなわち、日本は制度的に、アメリカなどの他国とに比べると、証拠を収集する制度があまり充実していないという点が挙げられ、日本では営業秘密を守るとかいろいろなバランスをとっているからだとは思いますが、証拠収集の制度が足りないという話であったり、また、証拠収集ができて、やっとなりて侵害が立証できても損害額が小さいというのはよく言われている2点だと思います。この点については、特許庁におかれましては取り組みをしております、証拠収集に関しては昨年、大きな改正があり、まさに今月、10月1日から施行されるというところで、まだ……。

○長岡委員長 これからです。

○松山委員 はい、まだ実績がないのですけれども、査証制度というものもできまして、他国ほど強い証拠収集ではないのですけれども、営業秘密とのバランスを図った日本らしい制度で、結構受け入れられていくのではないかなと期待をしております、こういった制度の下で特許権を有効に行使することができるという評価がされていくとよいなと思、また、損害賠償のほうも制度改正されましてもう既に施行されておりますので、損害賠償も適正な額がとれるというように評価されるようになっていきますと、長期的に見れば、こういった取組は日本のマーケットの価値を上げていく方につながるのではないかなと思



っております、すぐに結果が出るような話ではないのですけれども、こういった特許庁の取組は引き続きしていただけるといいなと思っております。

以上です。

○長岡委員長 ありがとうございます。

どうぞ、鮫島委員、お願いします。

○鮫島委員 特許出願の増加、減少の話なのですけれども、分析的に考えると内国出願と海外からの出願というふうに分けなければいけないと思っていて、更に内国出願については大企業セクターからの出願と、中小企業からの出願というふうに分けなければならない。内国出願に関しては電機だけの傾向ではないと思っていて、我々が直面するのは技術がコモディティ化していて昔に比べて広い権利がとれなくなったよねという声と、広い権利がとれないのだったら特許出願するよりはノウハウとしてキープすることによって競争力を高めていくという戦略が妥当性を帯びようになってきたというマクロ的な傾向です。電機メーカーは先ほどのクロスライセンスとかパテントプールの問題があって、それがより一層顕在化している方向に行っているのではないかと思います、これは多分どの業種にも共通の現象であると思われま。中小ベンチャー企業のセクターは伸びている、特に PCT は相当伸びているのではないかと思います、そこはまたそこで別途論じなければいけない。

海外からの出願については、先ほどから日本の市場としての魅力という議論が出ていますが、国際的に特許を出すときには、果たしてその国で生産をするのか、その国のマーケット規模がどうなのかということを考えるのが基本だとすると、日本で大々的に生産する海外企業というのは今、そんなにないですよ。そうすると、マーケット国としての日本はどうかという評価になるのだけれども、例えば、アメリカ人が特許出願のグローバル戦略を考える際には、南米やヨーロッパと並ぶアジアなわけですよ。そうすると、アジアの中で出願すべきはどこか、それは中国でしょうということになって、アジアで2カ国出すと決めて初めて日本に出願されるという、そういう思考回路になってしまっているのではないかと。これは構造的な問題なので、ある意味仕方がない。つまり、ここについて手を打とうとしても施策として余り意味がないだろうと、そういうふうに思っています。

もし何らかの手法で、イノベーティブな特許が減っていますとか増えていますとかという統計がとれるのだったらともかく、特許の数が減るとか増えるとかというのは日本の競争力とはそんなに関係ないのではないかととも思っています。イノベーティブな特許に関す

る統計がとれるのであれば競争力と関係が大ありなのだけれども、そういう統計はとれない以上、あまりそこに一喜一憂するよりは、そこは構造的なものだと割り切った上で施策を考えていくというのが恐らく正解なのではないかと、そういうふうに思っております。

以上です。

○長岡委員長 どうもありがとうございました。

先ほどの戸田委員の御発言がありましたけれども、情報通信分野の研究開発費自体が日本全体で3分の2ぐらいに大幅に減少したことの影響が、この電機産業分野の出願にはあるのではないかなと思います。そのほかの産業については、パテント・プロペンシティ(patenting propensity)に大きな影響はなかったというふうに私は認識しています。すみません、ちょっと口を挟みましたけれども、では、次の議題に行きたいと思います。

「特許、意匠、商標、審判の現状と取組」というこのテーマで議論をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○山内委員 よろしいでしょうか。

○長岡委員長 どうぞ、山内委員、お願いします。

○山内委員 先ほどのところにも少し絡んできますけれども、中小企業の出願がなぜ伸びないのかという問題に関して、今まさに2の議論になっております意匠や商標については可能性をすごく感じているところでございます。一方で、特許については、私どもも、中小企業向けのセミナー等も実施しておりますが、中小企業の出願が伸びない理由はやはり特許権取得のメリットをよく分かっていないという点が1つ大きくあるのではないかと思います。この点につきましては、現在、中小企業庁と協力して、知的財産の契約書のひな型を作成・検討しております、これだけではもちろんうまくいかないわけですが、こういったものと特許料金等の減免制度、こういったキャッチーなものも含めまして、中小企業に対してしっかりと知財をいかに活用してもらおうのかというところを進めていく必要があるのだらうと思っております。ただ、単純に権利を取れば良いという話ではございませんので、権利の保護という観点も必要になってくると思っております。

私は商工会議所でコロナ関係の仕事も担当しております、対策の一環として金融支援等の施策の検討も行っております。商工会議所に対する無形資産の問い合わせも増加しております、今後、どういうことで稼いでいくのかということ考えたとき、やはり中小企業においても、知的財産への関心がこれから高まってくるのだらうと思っております。金融庁とも協力していますが、金融分野におきましては事業性評価融資等といったもの

うまく知財が金融とつながる支援ということを考えていくと、より中小企業の知財もスポットが当たってくるのかなと思っています。

我々の会員を対象とした5月の調査におきましても、設備投資を約4割の企業がするという結果が出ております。この設備投資がどこに向かっていくのかというところを考えていく中で、地域団体商標や意匠等を広く含めた形で知的財産の活用をうまく考えていければ、中小企業の分野の中でもかなり広がりが見えてくるのではないかなというふうに思っております。

○長岡委員長 ありがとうございます。

特許、意匠、商標、審判の現状ということですが、いかがでしょうか。

どうぞ、萩原委員。

○萩原委員 ありがとうございます。特許審査については、特許庁はもう長い間、FA重視ということでファーストアクションまでの期間を短くするという事でかなり熱心に取り組んでおられて、ほとんど達成されたのではないかなというふうに思うのですね。そうすると、あとはそれを前提にして、実はそんなに特許審査を急いでもらわなくてもいいというものの中にはあるわけで、そういう要望にどう応えるのかということも1つ考えていただきたいなというふうに思います。

それから、これは後に出てくる問題なのかもしれませんが、スーパー早期審査、これは出願者から見ると非常に早く審査していただいてありがたいという反面と、一方で、公衆審査を受けないで公開前に特許になってしまう。そうすると第三者というか、その他の者から見ると、1回特許になったものを覆すというのが非常に大変なのですよね。ですから、これもバランスの問題だと思うので、一概にスーパー早期審査が悪いとは言いませんけれども、それが一体我々のような民間にどのようにとらえられているのかというのをサーチして、インタビューというのか、調査してもらえればありがたいと思うのですよね。ですから、こういう取組はすばらしいと思うのですけれども、やはり適宜、適当な間隔で見直してもらおうというような動きをしていただくと非常にありがたいなというふうに思います。

以上です。

○長岡委員長 ありがとうございます。

濱田委員、どうぞお願いします。

○濱田委員 特許等の審査につきましては、やはり日本の特許庁はかなり質のいい審査を

しているのではないかと考えております。審査官のばらつき等については気にはなっておりますけれども、その辺りの品質の向上に関しましてもよく取り組んでいただきまして、よい方向に向かっていると思っておりますので、このまま続けていっていただきたいと思っております。

それから、特許文献として中国文献が増えたことについては大変なことだとは思いますが、これを調査しないわけには恐らくいかないのだろうとは思いますが、バランスよく考えていただくしかないと思っております。

○長岡委員長 ありがとうございます。

資料を見ますと商標の出願が特にアメリカとか中国で増えているということで、この間、ちょっとアメリカの USPTO のチーフエコノミストと議論していましたら、米国で、コロナ禍でもインターネットコマース関係の商標出願がすごく増えている。中国で爆発的に増えているのにも、その影響があるのではないかと思います。日本でも増える中、審査に時間がかかるようになってきているというような結果も出ていますけれども、これは産業界の方はどういうふうに見ていらっしゃるでしょうか。

○萩原委員 小社の場合は早く審査をしていただいていたという実感がありますよね。

○長岡委員長 あるわけですね。

○萩原委員 それと、特許等と違って早く公開されるというような状況もあるので、ですからスピードについて、少なくとも当社においてはちょっと遅くなって困るなというようなことはあまり聞かないですね。

○長岡委員長 そうですか。

○萩原委員 戸田委員は違う意見を持っているかもしれませんけれども。

○長岡委員長 すみません。

○戸田委員 商標に関しては、プロダクトネームとかペットネームで世界中、同じ名前ビジネスをしようと思うと、国によって登録になる国、そうではない国と、ばらつきが出てくると困ります。事前の調査を徹底して、なるべく統一したものにするという仕事の進め方をしております。早く登録になるところとそうではないところ、ばらつきが多少出てきていますけれども、日本の登録が遅くなって困っているという話はあまり聞かないですね。それぞれの会社でこういったビジネスをされているのかということによるのでしょうか。そのような状況だと思います。

○長岡委員長 はい。

鮫島委員、お願いします。

○鮫島委員 私はこの委員会の委員に就任するに当たり、弁護士ではなくて中小ベンチャー企業セクターの識者として発言して欲しいと言われているので、その観点から言うと、特にベンチャー企業には特許については早く取得するメリットがあるのですね。それによって資金調達が進んだりするからです。けれども、商標に関してはそういう価値観はない。商標を出願していないというのはまずいけれども、出願さえしてあれば別に登録されていなくても企業価値や投資誘引とは関係ないという話なので、そんなに早く審査するニーズはないのだろうなと思っています。

特許の審査に関して言います。先ほどのスーパー早期審査については、資金調達等の関係からするとスタートアップにとっては大変ありがたい制度です。最近では快く面接をやっていただいている、ここまで補正したら特許にしてあげますみたいなことまで言ってくれるので、大変使いやすい審査になっています。それがだから満足している人が、2020年度ベースで3分の2以上なのだと思います。小松課長は強調しにくかったので私が言ってあげている部分はありますけれども、実感としては、うん、そのとおりだなという、そういう印象です。

以上です。

○長岡委員長 ありがとうございます。

では、関連しますけれども、もう既に議論はカバーしておりますけれども、「近年の主要な取組」ということで、先ほどもスーパー早期審査の話が出ておりますが、そのほかの点につきましても、特に最近の取組とそれから今後の方向性についての御要望ということですが、いかがでしょうか。両方にまたがることでも結構です。

○萩原委員 すみません、お願いします。

○長岡委員長 どうぞ、萩原委員、お願いします。

○萩原委員 特許法の改正に関して少し触れさせていただきたいのですが、41ページなどが最近の、特に特許訴訟に限定した形での、それに関連する法改正が立て続けに行われてきたわけですね。それで、ある法改正が施行される前に次の法改正、同じような観点、同じような特許侵害訴訟に関する制度に関する改正を行おうという議論がスタートしてしまう。前の改正の内容と、それから今からやろうとしている改正が結構関連のある制度の改正だったりするわけですよ。そうしたときには一旦、前の法改正の制度が施行されて、状況を見て次のステップに移るといようなやり方を是非お願いできないかなというふうに

思うのですね。今年度も特許制度小委員会でこの特許侵害訴訟関連の制度改正についての議論がなされる予定になっていると承知しておりますけれども、したがって、その辺も是非前の改正との関係、それが施行されてどうだったから更にこの部分について変えましょう、あるいは検討しましょうというような法改正についての議論の進め方をお願いしたいと思います。

以上です。

○長岡委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか、あるいは今の点に関してでも結構です。

濱田委員、お願いします。

○濱田委員 今の点ではないのですが、よろしいでしょうか。

○長岡委員長 構いません。

○濱田委員 この「近年の主要な取組」という点に関しましては、人材の育成について弁理士会でもいろいろと知財のボトムアップということでいろいろやっておりますけれども、特許庁のほうでも引き続き知財の人材育成について積極的にやっていただきたいと思っております。

それから、51ページのところですが、最近、出願は減っていますけれども、知財自体が低迷しているわけではなくて、各企業は知財戦略について非常によく考えて取り組んでおられ、そういう意味では知財戦略の中で相対的に日本への出願が減っているのではないかと感じております。もちろん、各企業で知財の予算も決められており、その中でやっていらっしゃるのだらうと思いますので、そういう意味では知財というものが企業にとって非常に重要だということを経営層の方々に対してアピールしていくのは、非常に私ども弁理士にとってもありがたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

○長岡委員長 ありがとうございます。

どうぞ、本田委員、お願いします。その次、山内委員、お願いします。

○本田委員 どこで発言すべきかというふうに思っていたのですが、ちょうど先ほど法改正というお言葉もありましたので、大学等の支援という側面で1つ法改正を検討いただきたいというところがあります。新規性喪失の例外、これはコロナの問題にも関連しますが、証明書を提出の省略を検討頂きたく存じます。大学というのはどうしても研究・教育というのを一番の柱にしながらも、今は産学連携という第三のミッションである社会

貢献といったところを担っていかなければならないというところがございます。研究活動の一環としての学術発表まで含めて研究活動ということですので、それを止めずにいかに産学連携をやっていくかという中で特許出願をしなければなりません。その中で当然、30条といいますか、新規性喪失の例外の適用というのがどうしても避けられないような手続になってきてしまっているのですけれども、その証明書を準備して提出するというのが極めて手続的に大学の負担にはなっております。アメリカですとグレースピリオドといいますか、新規性の規定の中に発明者自らの発表等に関しては先行文献から除外しますというようなことが法上、明記されていまして、わざわざ証明書を提出しなくてよい法制になっております。日本でも同じように法づくりにしていただけると、大学としては教育をやりながらの産学連携というのがうまく運用できるのではないかなと思っています。

今、大学の中でも先端技術を出願してある種、日本の国力になっているものもありますし、ベンチャーが実際、発展して外貨を稼いでくるのではないですけれども、先ほどの産業財産権等使用料の国際収支の黒字に貢献しているところもあろうかと思えます。そのあたりのところは法改正の検討というのを是非お願いできればと思っています。

すみません。法改正というのはやはりどうしても時間がかかると思いますので、その時間がかかるまでの間なのですけれども、証明書の捺印をなくしていただきたいと思えます。どうしても今30日以内に出願人の代表者のサイン、捺印をした上で証明書を提出するというのは極めて煩雑といいますか、手続的に負荷が高いので、そこはまず運用ベースで改正できるのではないかと思います。また、やはり電子化というところも、先ほどの書面手続き20万件の中に30条の証明書も含まれ、この証明書は結構なボリュームになっていると思えます。特に、証明書は1枚紙ではないので、そこを削減できれば特許庁としても手続というものの負荷も減るのではないかと思いますので、その点、御検討いただきたいと思っています。

以上です。

○長岡委員長 ありがとうございます。

山内委員、お願いします。

○山内委員 お願いさせていただきたいことを3つ整理をしてきました。1点目の要望としましては、中小企業の新たな出願を開拓していくというためには、今も非常に丁寧にやっていますし、ありがたいと思っておりますけれども、知財総合支援窓口の支援体制の強化を行うことが極めて効果的だと思っています。その中で、中小企業の自発的

な出願というものを促していくためには、やはり実際に出願手続を経験するということが大事だということを実感しております。ですので、例えばこの総合支援窓口で電子出願、あるいは手数料の納付といった直接的な支援も可能にすることが有効ではないかと思えます。もちろん弁護士・弁理士の先生の方々のお力も大事ですので、士業の先生方とも連携もしながら、出願の裾野を広げていくという形での体制強化というのも1つ検討いただけないかなと思っているところでございます。

2つ目です。審査請求や早期審査などの申請において、現在は個別の書類の提出を求めているわけですがけれども、例えば特許出願と同時に審査請求、早期審査を行うような場合は一括申請ができるように改善していく、申請要件につきましてはアメリカのように宣誓に変更して、添付の書類を削減していくということも効果的ではないかなと思っております。

また、商標出願につきましては、製品サイクルが非常に早いので審査期間の短縮は効果的だと思っております、中小企業もこれから増加傾向にあるというふうに思いますので、迅速かつ正確な審査体制の構築を是非お願いしたいと思っております。

あと最後に、ベンチャー企業対応のスーパー早期審査につきましては実施関連出願、かつ外国出願でない場合も中小企業や小規模事業者が対象となるように、是非要件緩和もお願いできればというふうに思っているところでございます。

以上です。

○長岡委員長 ありがとうございます。

○萩原委員 すみません。

○長岡委員長 どうぞ、萩原委員。

○萩原委員 バラバラで申し訳ないのですがけれども、外国の特許庁との協力なのですがけれども、個々の外国の特許庁への協力等々もあるし、それから5庁での会議等を通した取組もある。こういうコロナの状況になってしまって、その辺が非常にできにくくなっているのではないかなと危惧しているのですね。しかしながら、この状況というのはすぐに元へ戻らないと思っておりますので、そうだとすると、もうオンラインで何かしら取り組みをしないといけないということになってくると思うのです。一方で、例えば5庁の会議のときに我々産業界も一緒にくっついていって、ユーザー会議というようなことをやっているわけでありまして、我々もどうしようかなというふうにそこは考えております。是非日本の特許庁がリードをしていただいて、このウィズコロナの状況の中で、あるいはアフターコロナでも続くのかもしれないけれども、その辺の取組をどうするのかということのを是非考えて



いただきながら世界にも提言していただきたい、そのときにユーザーの声も反映していただく大変ありがたいなと思います。

○長岡委員長 ありがとうございます。今、Patent Prosecution Highway とか、こういったものはやはりネットを使ってやっていたらいいんじゃないでしょうかね。

○萩原委員 それは問題なくやっております。

○長岡委員長 問題は、むしろ政策対話ということですね。

○萩原委員 そうです。

○長岡委員長 わかりました。

○糟谷特許庁長官 今回の件、よろしいでしょうか。

○長岡委員長 どうぞ、長官、お願いします。

○糟谷特許庁長官 海外の特許庁とはテレビ会議で早朝、深夜も含めて頻繁にやっております。

○長岡委員長 やっていたらいいのですか、なるほど。

○糟谷特許庁長官 むしろ出張しなくていい分、時間が効率化できるのと、それと事前に事務的に論点を絞り込んでやりますので、短い時間でやれます。ユーザーも、アメリカのユーザー団体、AIPLA とかそういうところとは機会があります。むしろ日本のユーザーの皆さんとももっといろいろと機会をつくりたいと思いますし、それから海外、国内も含めたユーザーの皆さんのそんな会議ができるようであれば是非やりたいなと思いますので、是非、具体的に相談をさせていただきたいと思います。

○長岡委員長 はい。

○萩原委員 ありがとうございます。それをお聞きして安心しましたが、是非、我々の方も一緒にやらせていただければありがたいと思います。

○長岡委員長 では順番に、最後のテーマを少し詳しく議論したいと思いますので、「コロナ禍の影響」ということで、これはもう既にお話をいただいているかと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ、戸田委員、お願いします。

○戸田委員 コロナ禍の話だけじゃなくて、最後のところまで言わないと完結しないのかなという気もしますが。

○長岡委員長 そうですか、わかりました。

○戸田委員 まずコロナ禍の話だけをさせていただきますが、全体の改革に触れることに

なるかもしれません。

先ほど長官からもお話がございました、世界に先駆けて構築した電子出願システムですが、今や他国の後塵を拝しているのではないかという気がいたします。それがコロナ禍で顕在化してきているように感じます。例えば、インターネット出願のソフトを、特定のPCにインストールしなければいけない。それには認証局の認証が必要ということになります。例えば弊社の場合、「代理人・戸田」で何件かの出願をしていますが、私どものオフィスの特定のPC端末からでないとはアクセスができないのです。わざわざ出社をして、そこでオペレーションしなければいけないのですね。在宅勤務の自宅からクラウドといいますか、ウェブ上で操作ができない。恐らく他国の特許庁ではこういうことにはなっていないのではないかと思います。担当に確認したのですが、ものすごくセキュアな仕組みをつくっているとのことです。したがって、臨機応変に対応ができない。ある程度セキュリティのレベルを保つ必要はあるのですが、開放してよい部分は開放していくという改革には取り組むべきではないかと思います。

それから、先ほど、ペーパーレスを進めるという話がございましたけれども、特に商標の部門からは、登録証とか本国の証明書など、全部紙が必要なので、ペーパーレス化を実現してほしいという話がございました。この場合も、出社をしていちいち手続をしているのですね。完全ペーパーレス化を意識していろいろな見直しをされたらどうかと思っています。

その他、資料の中にも一部言及がありましたが、我々が大変困っているのは、M&Aとか会社再編が多く行われていますので、会社の名前が変わったりする際の手続に関してです。譲渡証の代表者印が必ず必要で、エビデンスも必要なのですね。他の国では知財部門長のサインくらいで済むところが多いのですが、日本の場合には、厳格な手続が残っています。コロナ禍で会社の代表者印をもらいに行こうと思うと、萩原委員のところは簡単なかもしれませんが、結構高いハードルがある会社が多いのではないのでしょうか。その他、エビデンス類の証書をどこまで、提出しなくてはいけないのか、その辺のところも見直しをしていただけると幸いです。

とりあえず、コロナ禍のところはここまでにしておきます。

○長岡委員長 ありがとうございます。

いかがですか、どうぞ松山委員。

○松山委員 今、手続のオンライン化などもいろいろお話いただきまして、あと柔軟な

救済措置の整備などという話もあったと思うのですが、特許庁の手続はやはり期間が定められているものがとても多い中、今回、コロナという話もあり、期間が徒過した手続についても極めて柔軟に対応していただいたというふうに理解しております。その一方でと言いますか、期間自体の延長は、法律上は、たとえ職権であれ、請求があつてであれ、遠隔地の場合など限定された場合しかできない制度になっているせいなのか、期間がとりあえず過ぎた後に何とか救済するという形だと思います。この点、他国だと、期間自体をもう少し柔軟に延長するという制度もあると聞いており、徒過してしまったというプレッシャーを受けることなく対応できる制度の国があるということかと思っております。他国の制度の比較が整理できているわけではないのですけれども、徒過してしまった後に対処するというよりは、期間自体をもう少し柔軟に職権か請求かで延期できるようにしていくということも考えられるのかなと思っております。

○長岡委員長 ありがとうございます。

○小見山総務部長 すみません。

○長岡委員長 どうぞ。

○小見山総務部長 法律改正の件などについて幾つか御意見を頂戴しました。基本問題小委員会でどういう方向で検討していくべきかという大きな議論をいただいた上で、当然いただいた個別の論点についても近々、特許制度小委員会なりを立ち上げて検討を再開する予定ですので、是非検討していきたいと考えております。

今回、御議論いただいた期間の件については、整理した上で、今回のコロナ禍で何をし、どこまでできたかという話を御議論いただきたいと思いますと考えております。松山先生がおっしゃるようにヨーロッパなどがやった形で期間自身を延長するという形がいいのか、それとも今回、着手が遅くなったという批判があるのは十分に認識しているのですが、期間を救済するという措置でどこまでできるのかについて整理し、御議論いただいて、必要があれば制度小委員会でしっかり議論をさせていただきたいと考えております。

また、押印や電子化については、先ほど御報告申し上げましたとおり、是非、オンライン化を全部行いたいと考えておりますが、その中で当然、真実性、本人性の確認については確保しなければいけないと考えております。紙の場合とオンラインの場合とバランスした形でどこまで必要なかというのを、先ほど御説明したとおり、政府全体で検討しているところでございますので、しっかり検討して御報告行いたいと考えております。

○長岡委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

ちょっと私からなのですがすけれども、コロナへの対応ということで、治療薬とか予防薬、それから検査機器ですね。こういったものについて早期審査をしてほしいというニーズが出てくるのではないかなというふうに思っています。制度は既にスーパー早期審査というのがあって活用できますね。ちなみに米国ではそれを一応措置としてとっているらしいのですが、もしそういった面で貢献できればもちろんコロナ禍の早期克服にもつながりますので、重要だと思います。

○野仲調整課長 御指摘、ありがとうございます。非常に重要な 이슈かと思えますけれども、まず現状の早期審査の要件で言うと、実施関連出願として実施中とか実施の予定が2年以内にあるということであれば早期審査の対象になりますので、コロナの対応ということであれば、まずそこで実際には対応できると思っております。もちろんコロナを特出ししてやるということも制度的には可能ですし、十分審査のほうも対応できると思っておりますが、現状のままでも実際に使っていただけるかなとは思っております。

○長岡委員長 ただ、医薬品の場合ですと臨床試験が実施になるのかどうかですね、上市かどうか、そのあたりは、すみません、どうなのでしょう。

○野仲調整課長 医薬品の場合には、ちょっとコロナの場合はわかりませんが、一般的にはどちらかという権利化をゆっくりして欲しいという要望があって、実際に上市するタイミングに合わせて権利化したいというのが割とニーズですのでそこまで考えておりませんでした。臨床試験等の段階で実施と見るかどうかについては、ちょっと今手元に答えを持ち合わせておらず、申し訳ございません。

○長岡委員長 少なくとも潜在的なニーズはあるのではないかなとちょっと思ったものですから、もし調べて何かできることがあればすごく重要な貢献になるのではないかと考えた次第です。

○野仲調整課長 検討させていただきます。ありがとうございました。

○長岡委員長 他にいかがでしょうか。

どうぞ。

○萩原委員 手続的なところは今、縷々御説明があったり御発言があったとおりのだろうと思えますし、そうやっていただきたいなと思えます。一方で、実体審査のほうもオンライン面接等々やっているとということで非常に感謝しておりまして、企業の立場から言うとコロナ禍、ウィズコロナの状況でも、あるいはアフターコロナになっても在

宅勤務でオンライン業務が普通、すなわちオフィスに来ない。特別な場合はオフィスに来るというようなことになる企業が多いのではないかと考えているのですね。実際、ほかの会社さんのことを言うと失礼なのかもしれませんが、ある会社の知財部の幹部の方でもほとんど会社に来てないというか、来れないというか、のようでありますけれども、そういう会社が増えてくるのではないかと考えて、そうしたときにオンライン面接等々の実体審査のところでは是非柔軟な対応をしていただければありがたいと思います。個々の会社によって勤務状況が違ってくると思いますので、特許庁がこれしかできませんとやられると非常に困るなと考えているのですね。是非よろしくお願ひしたいと思います。

○戸田委員 今の補足だけ。

○長岡委員長 戸田委員、お願いします。

○戸田委員 日本知的財産協会で、出社率のデータをとっておりますけれども、知財部門の出社率が50%以下という会社が半分を超えていると思います。知財協で月次の会員向け動画配信時に実施しているアンケートに回答があった百数十社ぐらいのデータですと、半分は来ていませんという会社のほうが多い（7割超）ですね。日立の場合は毎日、出社率のデータをとっていますが、10%~20%くらいです。

○長岡委員長 ありがとうございます。

濱田委員、お願いします。

○濱田委員 弁理士事務所も在宅率を高めようと、多分皆さん頑張っているとは思いますが、今おっしゃったようにクライアントはほぼ100%在宅、それで出願するためには特定のパソコンで手続きをしないと行けない、閉庁して下さっているわけではないので、続々と郵便物は送られてくる、ということになりますと、100%在宅は事実上無理という状況の事務所が多いと思います。私どもの事務所で言うと、在宅勤務システムをトライアルながらもやっておりましたので、いろいろな書類等がある程度データ化し、セキュリティ対策も構築しておりましたので、まあ100%とはいきませんでしたけれども、急な緊急事態宣言でしたが最低限の処理に徹して8割ぐらいは達成できたかとは思いますが、緊急事態宣言が解除されてからはやはり4~5割が精一杯というところでございまして、ほかの事務所も似たようなものではないかと考えております。ですので、特許庁ではこれからシステム等を構築していただくとおもうのですけれども、弁理士事務所も在宅勤務を進めていきたいと現在努力しているところでございますので、私どもも在宅しやすいシステムとなるようにご考慮いただきたいと思います。

○長岡委員長 ありがとうございます。

では、最後の点ですね。「特許庁の財政状況とこれからコロナ禍の影響」ということでして、財政の状況に対する評価とか御要望、それから今後の特許庁に求められることということになっていまして、非常に大きい重要なテーマですけれども、今までの御議論も踏まえまして、コメントとか御質問がございましたらよろしくお願ひします。

どうぞ、戸田委員、お願ひします。

○戸田委員 この特許特別会計の現状は、理解しました。それで、少々偉そうなことを申し上げるかもしれませんが、3点ほど要望事項をお伝えしたいと思います。

まず、第1点目は、緊急対策的な短期的な対策が必要だということは理解するのですが、中長期の特許庁の将来ビジョンを並行して検討すべきではないのかと思います。内閣府の知財戦略推進事務局が提案している「経営デザインシート」を特許庁で実行すべきだと思います。経営デザインシートは、組織の存在意義を明確にして、現状の姿（いわゆる As-Is）から、なりたい姿（To-Be）を構想してそのギャップを提供価値起点で考えていくというもので非常に優れたツールだと思います。是非この経営デザインシートのご活用を御検討いただけるとありがたいと思います。

特許庁は、現在、産業財産権を扱っていらっしゃるのですが、IoTとかAIの時代、いわゆるデジタル新時代を迎えて、特許庁がデータを含む広い意味での知的財産にどのように関わっていくのかということも併せて考えるべきはないのかと感じています。そのようなグランドデザインの議論も大切ですよ。加えまして、ビジョン、ミッション、それから歳出入の構造を含めて他国地域の特許庁とのベンチマーキングといいますか比較検討を行い、良いものは採り入れるといったアプローチも有効だと思います

第2点目は、デジタルトランスフォーメーションの推進です。何と表現するのでしょうか、特許庁手続運用改革、特許庁2.0みたいなものを考えてみてもよいのではないのかと思いました。

歳入出の構造を見たときに、歳入の増加というのは多くは期待できないと思います。単純に料金を値上げすると、出願件数自体が減ってしまうかもしれません。前半で議論させていただきましたけれども、そのような状況を踏まえて、直近でやるべきことはDXによる構造改革ではないかと思います。緊急対策的なものは優先順位付けが重要なので、企業などでよくやるのは、支出が最も多い部分、これは情報システム経費だと思われませんが、ここから目をそらさないで着手することです。更に大事なことは、特許庁の審査官や職員の

方のマインドセットを変えるということです。「やらされ感」で改革をしても全然うまくいきません。企業で、私どもも何回か改革に取り組みましたけれども、現場のマインドセットが変わらない限りうまくいきません。審査官や職員の方が業務プロセス自体をデジタルで革新して新しい価値を産み出すという明確なゴール設定し、それに向かって一丸となって取り組むことが重要になってくると思います。

徹底した無駄どりをして筋肉質にした後に、新しい価値創出のためのデジタル投資だとか料金の値上げが行われたとしても、ユーザー側は好意的に受け止めるはずで、何よりも審査官や職員の方のエンゲージメントも高まるような気がしております。

第3点目として、具体的な要望事項をいくつかお伝えしたいと思います。知財協の中で出ていたいろいろな意見、見直し項目を、箇条書き的に列挙していますので、簡単な理由とともにお伝えします。

まずは、特許庁の最適化計画に関する細部の見直し、です。やめてもいいものは開発途中でもやめてもいいのではないかと思います。特に各種承認プロセスの中で、どうしても判子文化とか稟議の形式が思想として残っている部分があるのではないかと思います。現行のアナログのプロセスをデジタル化・システム化するという発想ではなく、例えば RPA を導入し自動承認をして一切省いてしまうとか、いわゆる完全な判子レスを目指して業務プロセス自体の改革に取り組むべきではないかという意見が出てきております。この場合も現場の審査官の方の意見やアイデアというのは、貴重だと思いますので、積極的に採用するとモチベーションは高まるのではないかと思います。

それから、予納のシステムの見直しです。私どもはユーザーとしてありがたく、便利に使わせていただいておりますけれども、この財政状況で手数料が値上げされることになるかと恐らく使わなくなると思います。その他、デジタルの特許印紙の導入をはじめ、予納の仕組みのところは、見直しをお願いしたいと思います。

DX とは直接関係ありませんけれども、関連外郭団体の見直し・統合はご検討いただきたいと思います。減免措置の継続の是非の検討もすべきだと思います。この仕組みは、中小企業の方がお使いになっていらっしゃると思うのですが、多くの出願を行ってメリットを享受しているエンティティに偏っていないのか、そのような検証が必要なのではないのでしょうか。

審査品質は非常に高くて素晴らしいのですが、これも費用対効果でどこまでやるのかという議論も必要ではないのでしょうか。先ほど文献爆発があるとおっしゃってしま

たけれども、外国文献を多くの分野でサーチするとすると、そこまで必要なのかという議論が出てくると思います。もちろんコストも膨れ上がる話ですし、そのような検討もお願いしたいと思います。

こういうことができるのかどうかわかりませんが、審査官の方のマルチスキル化というか、マルチタレント化ということは考えられませんか。商標では出願数が増えている一方、それ以外の特許・意匠出願はそうでもないということであれば、何らかの形で、商標の審査をサポートするというようなことは非現実的なことなのではないでしょうか。

技術動向調査は、大変すばらしい調査を行っていただいているのですが、コストは相当かかっているわけで、受益者に転嫁してしてもいいのではないかという声があります。特定の業界団体などからの調査に対しては有償でサービスをするということもあり得るのではないかと思います。

PCT 出願、国際特許出願のサーチを、審査官自らされていると思いますけれども、サーチ外注ができるのかどうかという検討もしていただきたいと思います。

他国の審査の受け入れというのは、本当にできないのでしょうか。他国の審査の受け入れができると、日本への特許出願の増加にもつながるという効果が期待できるのではないかと、こういった声も出ておりました。

以上です。

○長岡委員長 包括的なコメント、どうもありがとうございました。

では、ほかの委員の方、いかがでしょうか。どうぞ、山内委員、お願いします。

○山内委員 ありがとうございます。中小企業につきましては、御指摘のようにしっかり評価をしていただくということは重要な観点かなと思っておりますけれども、コロナ禍でこれからどう企業経営をしていくのかという中で無形資産に関する問い合わせも増えてきております。これがどういう形につながっていくかというところは我々、支援団体の力の見せるところかなとは思っておりますけれども、現在、知的財産の契約に関するマニュアルやガイドライン、ひな型等をつくって、中小企業に何とかこれまでのハードルを乗り越えてもらおうという支援をしようとしているところでもありますので、我々とするところした中小企業が取り組みやすい制度は是非残していただく方向で検討いただきたいというのが思いとしてございます。

○長岡委員長 ありがとうございます。

○萩原委員 すみません。



○長岡委員長 萩原委員、どうぞ。

○萩原委員 ありがとうございます。先ほどから出ておりますように、日本への特許出願というのがこれから大きく伸びるということはなかなか期待しにくい。ということは、基本的には収入はそんなに伸びるということは期待できないということになりますと、特許庁の財政の健全性を保つには支出を減らすしかないということで、いかに無駄な支出を見つけてそれを削っていく、あるいはほかの方法に替えていくというようなことをやる必要があるということ、それに尽きるのかなと思うのです。そのときに、これはコスト見直しの対象にはできないというような聖域を設けてしまうと抜け落ちが出てきて、その効果金額は小さくても、やはりそういう聖域は設けずに全部チェックしていくという姿勢が大切なのだろうと考えます、それから72ページに「歳入・歳出推移」というのがあります、これを見ると、歳出の図なのですけれども、歳出、お金をたくさん使っているところはこのグレーの情報システム経費と、それからオレンジ色、一番右のグラフで522億円という数字が入っている、これは審査審判関係経費だと思うのですね。この金額が多いので、ここをいかに削れるかということも削減効果が出る、出ないということについては非常にウェイトが大きいと思うのです。それで、情報システム経費なのですけれども、こういう新しいIoTの時代、AIの時代という形でどんどん、どんどんそういうシステム化、これをしていかないといけないのですけれども、そのときにしっかりと要件定義をやって設計をして、企業でもよくあるのですけれども、後で追加のジョブを入れないといけないとか、修正とか追加が入ってしまうとどんどん、どんどんお金が膨らんでしまうということはよくあるのですよね。それでベンダーと契約上もめたりするのですけれども、是非そういうことがないように、当社であれば大きな案件についてはコンサルを入れてしっかり検討してもらいながら、ベンダーに言うべきことは言う、言えるような体制をとっているということなのでありますけれども、そういうことをやっていただければ効率よくなるかなという感じがしますね。

それから、このオレンジ色のところの審査審判関係経費、これは恐らくいろいろな案件の調査費、文献調査なのだろうなと思っていまして、ここも先ほどの文献の爆発の話ではないのですけれども、もっと効率よく調査ができるのではないかと、本当に委託費がこれで健全なのかとか、今、特許庁では審査官が調査するということはほとんどないと承知しておりますが、民間等々に委託されていると思うのですね。そこへの委託費というのは本当に適正な料金になっているのかとか、そういうところもちょっと踏み込んでいただい

て、これ、優越的地位の乱用にならない程度に踏み込んでいただいて、是非経費節減に進んでいただければと思います。会社だと当然やっていることでありますので、是非検討していただければありがたいなというふうに思うのですね。この71ページの非常に刺激的なグラフに表れていますように、危機感を持たざるを得ないなということが大変よく理解できますので、繰り返しになりますが歳入はそれほど大きくは増えないであろうということを前提に先ほど申しましたような歳出の部分をどうするかをしっかりと議論していただければと思います。

○長岡委員長 ありがとうございます。

どうぞ、お願いします。

○野仲調整課長 御指摘、ありがとうございます。特許の審査において先行技術の検索の外注というところだと、今、3分の2ぐらいの案件について登録調査機関にお願いしているということで、全部審査官がサーチをしていないということはもちろんないのですが……。

○萩原委員 すみません、失礼しました。

○野仲調整課長 かなりの部分を依存しているのは御指摘のとおりであります。また、予算的にも非常に大きな金額になっているということも御指摘のとおりでありまして、ここについては今度どんどん改革をしていかなければいけないということで、実際にもうホームページに出ていますけれども、来年度の予算要求の概算要求の中でも、今年度251.1億円だった外注の費用を226.1億円ということで1割切り込んでいくことにしています。今後もうこういう形でしっかり努力をしていきたいと思っております。

○長岡委員長 特許庁のほうは基本的にはコストをカバーする料金をつけるということで今までやってきていて、この財政データの推移を見ても収入が増えると料金を下げるといってやってきていらっしゃいます。近年は逆にあって、それで料金はいじらずに剰余金を減らすという形でやってきて、それがちょっと限界に来ていて、しかも今後、デジタル化投資をしないといけないということで、多分無駄の削減はもちろん常にやるべきだと思うのですけれども、それだけではなかなか難しい面もあるのではないかなというのがちょっと私の受けた印象なのです。

したがって、料金体系の最適化といいますか、そちらのほうもやはり考えていかないといけないというような状況ではないかなというふうに思います。基本的には経済学的な考えで言えば、最低、実費(限界費用という意味の)はカバーするほうがいい。また、固定費

は価格を上げてでも余り行動に影響がないところでできるだけ賦課をするというのが正しいように思います。例えばPCT関係ですと、特許庁の試算でも結構コストが収入の3倍ぐらいになっている。外国出願を奨励するというのでやってきましたし、そういう意味での政策効果は認識していますが、同時にかなりコスト割れになっている実態があるようです。審査についても、特に意匠とかそういった分野はかなり赤字だということもあって、そういったところについての考え方といいますか、それも極めて重要だと思います。また、デジタル化をすれば恐らくユーザーベネフィットもかなり先ほど戸田委員がおっしゃいましたように出ますので、それを一部料金の形で回収することで、先行投資をどのようにカバーするかという問題もあると思います。ユーザーに喜ばれるようなデジタル改革をすればそれも可能となると思った次第です。

こういった点も含めて何か委員の方でいかがでしょうか。鮫島委員、どうぞ。

○鮫島委員 すみません、そういった点ではないのですけれども。

○長岡委員長 御自由に。

○鮫島委員 ちょっとこの論点、いま一つよくわからないのです。開示いただいたデータについては、よくここまで開示していただいたと思う反面、かなり抽象的ですので、だれがコメントしても似たようなコメントにしかならないのではないかと思っています。せっかく民間の識者の方がいらっしゃっているので、例えば「今、1万6000円の出願料を2倍の3万2000円にしたらあなたたちのセクターは出願しますか」とか、そういったより具体的なことを聞いていただいたほうが意味があるのではないかという気がしながら、さっきからここにいたわけです。今回はもう無理なのでしょうけれども、第2回以降もこれは非常に重要なテーマだと思うので、もう少し具体化して、今、特許庁ではこの点をこういうふうに削減しようと思っていて、これによって削減効果はこのぐらいありますけれども、こうなったら民間のあなた方としてはどうですかとか、そういったような問いかけをしていただいたほうが意見は言いやすいなというふうに思いました。

以上です。

○長岡委員長 ありがとうございます。

今回はまさに初回でありますので、いろいろ疑問点も含めて提起していただければ、それを今後……。

○鮫島委員 もう一つ、じゃあ疑問点を言うんですね。

○長岡委員長 はい、どうぞ。

○鮫島委員 右下のページ番号で言うと71ページなのですがすけれども、ここの解説に「庁舎改修やシステムの刷新等の一時的経費の増加により、歳出超過の傾向が続いている。」と書いてありますが、一時的経費の増加というのが例えば来年終わりますというのだったら余り一生懸命議論する必要はないし、でも、これを見てもう5年ぐらいつと赤字になっていて、さっきの剰余金を見ると10年ぐらいつと減り続けているわけなので、いつぐらいいになると今のままだでも歳出超過がなくなるのかとか、どのくらいそれに向けてコストセービングしなければいけないのかとか、それから歳入というのが増えない、増えないという前提ですが、人数は増えないのだけれども、値上げすれば増えるわけだから、そのあたりの青写真みたいなものというのをいただかないと議論しにくいような気がします。特に、この一時的経費の増加というのはどのくらい一時的なのか、3年なのか20年なのか、そのあたりもちょっと知りたいですね。

○長岡委員長 いかがでしょう、どうぞ。

○片岡総務課長 すみません、総務課長の片岡です。今、先生がおっしゃったところの上のページ、70ページに、具体の金額はありませんが、関連する記述があります。庁舎改修による歳出増については2023年まで、システム最適化計画による歳出増については2026年まで、一時的経費の増加があると見込んでいます。

○鮫島委員 そうすると、2023年までは現状維持でも何とかなるのかな、でも、ならないから多分こういう議論をしているのですよね。

○片岡総務課長 次回以降、今日いただきました議論を十分に踏まえて皆様になるべくわかりやすい形で、出せる情報を精一杯出していくことに努めたいと思います。

○鮫島委員 今回はこれでいいと思うのですけれども。

○片岡総務課長 はい。ということもございますので、次回、1ヵ月少し時間をいただくのは、しっかり練ってお示しするということかと思っております。よろしくお願ひいたします。

○鮫島委員 結構です。

○長岡委員長 今後の見通しということですね。

○片岡総務課長 はい、ありがとうございます。

○長岡委員長 戸田委員、お願いします。

○戸田委員 今の御議論を伺っていて、例えばスタートアップ、中小企業の方、それから大学、それぞれ特許出願の目的というか、いわゆる価値をどこに見い出しているのか異な

るのではないかと感じました。企業でも業種によって違うのかもしれませんが。必ず権利をとらなければいけない、権利をとることが一番価値があると思っているセクターもあれば、そうではなくて出願すること自体にそれなりに意味があると思っているエンティティもいるかもしれない。そうすると、料金を値上げするにしても、どこをターゲットにしてどの程度値上げするのかとても重要ですよね。権利に価値があると思っている人たちは多少値上がりしても、審査請求料や登録料には投資をしたいと思います。一律に料金を値上げするという発想ではなく、特許庁の将来のビジョンに合わせた形でユーザーが成長していけるようなところに重点的に改革を行うことが大事なのだと思います。一方、必ずしも権利をとって行使をすることだけが目的ではない業界も多くなってきているのかもしれませんが。ですから、料金に関する検討もメリハリをつけてやっていただけると大変ありがたいと思いました。

○長岡委員長 ありがとうございます。

どうぞ、本田委員、お願いします。

○本田委員 すみません、疑問をこの場で投げかけていいというお話だったので、疑問に思った点を述べさせていただきたいと思います。文献爆発につながる文献数の増加は2011年ぐらいから増加傾向が始まっていますが、その負担感というのを感じながらも特許庁としては種々料金を値下げしていったというのは何か政策的な意図があったのであろうと思っています。料金の見直しを行うのであれば、その前に、どの政策は出願数を伸ばしたいとか、下げたことによる効果検証をきちんと行い、それは効果的だったのか、効果的ではなかったのかみたいな結論をきちんと公表して、出願人に理解していただく必要があるのではないかと考えています。

○長岡委員長 何か御説明が特許庁のほうからありますでしょうか。どうぞ、お願いします。

○片岡総務課長 特許庁というのは特別会計で業務を運営しております。皆様からいただく出願料、審査料、あるいは登録維持のための様々な費用、これらが収入で立ちまして、システムから庁舎の維持まで様々な支出があり、成り立っております。特別会計ですので収支相償が原則であります。そういう中で、2100億円を超える剰余金をかつて積み上げた当時、1000億円を超える、1200億円に届かないぐらいのレベル感の収入があり、これが適正なのかどうかという議論が2000年代中盤、後半ぐらいからこの剰余金が積み上がった中から出てきました。また、皆様御案内のとおり、歳出サイドでは、いわゆるシステム化最適

化計画というのが2000年代、進められてきたのですが、その顛末については皆さんもよく御存じのとおりです。そういう意味ではキャッシュアウトしないといった様々な要因の中で、剰余金があるならそれを料金に還元することを、ある程度件数が伸びるのではないかという見立てを持って実施した部分があったかと思います。料金だけではなくて、様々な産業構造の変化ですとか景気の動向、2007年、2008年はリーマンショックもありましたし、ストレートに数式でどうだったかという分析までできるかわからないのですけれども、その後の動向について示していきたいと思います。皆様にわかりやすい形で提起させていただいた上で、また御議論いただきたいと思っております。引き続きよろしく申し上げます。

○長岡委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか、濱田委員、お願いします。

○濱田委員 私どもも先ほどからデジタル化してくれとか判子レス化とか、証明についても原本等の証明書については電子化してください等と要望させていただいているわけですが、それにまたコロナ禍が入りまして、今度はテレワーク化等ということで、ここに来ていろいろな課題が出てきたところに、この財政状況と、どうしてこのタイミングでこんなことに、と弁理士といたしましては、非常に困った状況だと思っております。日本特許庁への出願業務が私どもの専権業務でございまして、やはり私どもの基本ですから、日本への出願が増えてくれないと困るという意味では、特許庁と同じ立場にあるとも思っております。

やはり例えば出願料を安易に上げて出願が減るというのでは困るわけですし、先ほどお聞きしたところ、リーマンショックの後、出願は下がったけれども今はむしろ適正な状況になっているということでしたので、ではこれ以上は減らないのかなと思いつつも、それはまたちょっと楽観的すぎるとも思っております。そういう意味ではやはりユーザーが納得できるような、先ほどから産業界の方たちが経費削減等のことをおっしゃっておられるようですので、そういったこともきちんと踏まえて、それから外国の制度の仕組みはどうなっているのか等を十分に検討されて、ユーザーフレンドリーにするために、この際ですから抜本的、計画的にやっていただきたいと思っております。とにかく日本の企業が知財でワールドワイドに活躍していくためには、どうしても日本の特許庁の後ろ盾が必要だと思っておりますので、是非あらゆる方向から検討していただいて、よい施策を次回以降、出していただけることを期待しております。

どうぞよろしく願いいたします。

○長岡委員長 では、あと時間が7分ぐらいになりましたので、最後の点に限らず、何か質問とかコメントがございましたら、最後の点でももちろん結構ですが、いかがでしょうか。

○鮫島委員 じゃあ、だれもないとしたらちょっと。

○長岡委員長 どうぞ。

○鮫島委員 場が若干暗く重くなってきたので、そうじゃないものをちょっと一言言いますね。

特にアジアに対する日本国特許庁の国際貢献、例えば38ページでも人材育成協力として、ずっとアジアの国々の方々を研修生として受け入れて審査官を育成してきたり、ベトナムとかミャンマーの法制度、知財制度の創設を支援しているのも日本国特許庁であります。私もかつて10年ほど前に WIPO のアジア部会に出席させていただいて、知財に関して日本という国がアジアで非常にリスペクトされているということを身をもって体験したわけですが、残念ながらこれだけお金をかけて貢献しているにもかかわらず、余り国民がそういうことを知らない。多分、知財協の方々もそんなにご存じないですよ、そうでもないですか、すみません。

○戸田委員 我々、結構現地に行っていますから、……。

○鮫島委員 ああ、行っていますか。せっかく世の中の注目が知財に集まってきているのだから、日本国特許庁というのはこんなにもアジアに貢献しているのだよということをきちんと世にPRしていただきたいということ。さっき述べたとおり審査の質も素晴らしいのだから、まあ、それだけすばらしい業務をこなしたから赤字になっちゃったような気がするのだけれども、是非余り自信をなくさないで、誇りを持って運営をしていってほしいということを最後に言わせていただきます。

○長岡委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○萩原委員 では、1つだけ。

○長岡委員長 どうぞ。

○萩原委員 特許出願数なのですが、アメリカとか多くの国が第一国出願をその発明者の居住地、その会社の居住国に限るという、これは経済安全保障の観点からもそうなのだろうと思うのですが、どれだけ今、第一国出願を日本国ではなくアメリカ等をやっちゃっているというケースがあるのか、私、調べていないのでよくわからないのです。

けれども、今申し上げました経済安全保障の観点からも、そういう制度は取り入れてもいいのではないかなという感じはするのですけれども。

○長岡委員長 最初の出願は日本でやる。

○萩原委員 そうです。

○長岡委員長 はい。

○糟谷特許庁長官 ちょっといいですか。

○長岡委員長 どうぞ、お願いします。

○糟谷特許庁長官 我々が理解しているのは、アメリカは安全保障の観点からアメリカの国内で行われた発明についてはまずアメリカの特許庁に出願しなさいという義務がかかっています。ただ、いわゆる秘密特許と言われるような出願非公開制度、安全保障上大事な技術を公開しないという制度がある他の国、例えばヨーロッパの国では全てについてそういう自国第一出願という義務をかけているわけではなくて、対象を絞っています。仮にそういう制度が入る場合でもアメリカ並みにやることだけが1つの解決策ではないと思います。

○萩原委員 まあそういう、要するに自由だったところに制限をかけるわけですから、かなり慎重にやらないといけないというのは、長官のおっしゃることはよく理解しております。

○長岡委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

資料の中にリーマンショックの影響と比較した議論がありますけれども、私見ですがけれども、リーマンのときはやはり日本がデフレで、かつ諸外国が大きく金利を下げましたので非常に円高になりましたよね。実質金利も諸外国より高まりました。したがって、発信地のアメリカ以上に日本の成長率が下がったというのがリーマンの経験だと思いますけれども、今回はそういう状況では無く、世界的にパンデミックがどのぐらい続くかということのももちろんありますので、ただ日本だけが大きな影響を受けるということでは今の状況ではないかなという、出願もそうではないかなというふうに思っております。

ほかに皆さんからいかがでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、今日は大変活発な議論をいただきまして、ありがとうございます。今のいただいた議論を踏まえて今後の準備ができると思います。

では、事務局のほうからお願いします。



○小松企画調査課長 数々の御意見、御指摘、どうもありがとうございました。

冒頭でもお伝えいたしましたとおり、本小委員会是一般傍聴、プレスへのリアルタイムでの公開を行っていませんけれども、議事録を速やかに公開することによって議事の公開性・透明性を確保したいと考えております。つきましては、議事録について委員の皆様には非常に短期になりますけれども、2日前後で御確認をお願いするということになるかと思っておりますので、その点、何とぞ御承知おきいただきますようお願いいたします。

今回いろいろ御指摘をいただきました点につきまして、我々、第2回、第3回に向けて考え方を整理して、こうやっていきたいということについてはできるところからお示ししていきたいというふうに考えております。

○長岡委員長 では、以上をもちまして、産業構造審議会知的財産分科会第1回基本問題小委員会を閉会いたします。次回は11月16日を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本日は長時間の御審議、ありがとうございました。

○小松企画調査課長 ありがとうございました。

#### 4. 閉 会